

平成 28 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 築地魚市場株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉田 猛
〈コード番号 8039 東証第二部〉
問合せ先 執行役員経理部長 大竹 利夫
(TEL 03-3541-6312)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 24 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 68 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1、提案の理由

東京都中央卸売市場築地市場が豊洲へ移転することに伴い、現行定款第 3 条に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都江東区に変更するものであります。本変更につきましては、平成 29 年に開催される第 69 回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除するものといたします。

2、変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3、日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日 (水)
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (水)

以 上

【別 紙】

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都<u>江東区</u>に置く。</p> <p><u>附 則</u> 第3条 (本店の所在地) の変更は平成29年に開催される第69回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後に削除する。</p>

以 上